

3 社会保障分野の個人番号利用事務について（厚生労働省）

- 個人番号(マイナンバー)を利用する事務
 ⇨ 基本的に行政事務のみ。
- 個人番号(マイナンバー)を利用して事務を行う機関(個人番号利用事務実施者)
 ⇨ 行政機関(独立行政法人等、健康保険組合を含む)のみ。

【個人番号を利用する行政事務等の例】

個人番号を利用した事務を行う機関 (個人番号利用事務実施者)	個人番号を利用する行政事務 (利用事務)
市町村	生活保護法による保護の決定、実施事務 (例)生活保護の申請の受理、審査事務
市町村	児童手当法による児童手当の支給事務 (例)児童手当の支給申請の受理、審査事務
ハローワーク	雇用保険法による雇用保険事務 (例)被保険者資格取得届の受理、審査、離職票の交付事務、受給資格の決定・失業の認定事務
労働基準監督署	労働者災害補償保険法による年金給付の支給事務 (例)労災年金の請求の受理、審査事務
厚生労働大臣 (日本年金機構)	健康保険法による健康保険に関する事務 (例)被保険者資格取得届の受理、審査 厚生年金保険法による厚生年金保険に関する事務 (例)被保険者資格取得届の受理、審査、年金支給事務
全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例)傷病手当金・出産育児一時金等の支給、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付の事務
健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給等の事務 (例)被保険者資格取得届受理、審査、傷病手当金・出産育児一時金等の支給、限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付の事務

※詳細は、「社会保障・税番号法別表第1」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」に定められている

注) 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000082038.pdf> より転載。

上記アドレスをクリックしますと該当ホームページへ移動いたします